

F P 1 パーソナルファイナンス（平成29年度版）

（本書籍の下記のページに誤りがありました。お詫びして訂正いたします。）

- ・ 183 ページ 第2部第5章第2節 雇用保険 図表 5-2 雇用保険の体系
図表内 失業等給付のうち求職者給付の4項目中上から2番目
(誤) 高年齢継続被保険者に対する求職者給付 → (正) 高年齢被保険者に対する求職者給付
- ・ 184 ページ 6～8 行目 第2部第5章第2節 雇用保険 2. 被保険者と保険料 (1) 被保険者 冒頭および①
次のとおり訂正。
(誤) 高年齢継続被保険者 → (正) 高年齢被保険者
- ・ 同 10 行目以降
正しくは次のとおり。
②高年齢被保険者は、65 歳に達した日以後の日において雇用される者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く）のことをいう。（※以下、15 行目（「・非正規労働者への雇用保険適用の拡大」の前行）まで削除。）
- ・ 187 ページ 第2部第5章第2節 雇用保険 5. 高年齢求職者給付金
正しくは次のとおり。
高年齢求職者給付金は、65 歳以降の日も雇用されている人が、離職した場合に一時金で支払われる。
（図表はそのまま）
離職して求職活動をする場合には、その都度給付金が支給される。
- ・ 189 ページ 17 行目および 22 行目 第2部第5章第2節 雇用保険 7. 就職促進給付
(誤)・・・、特例受給資格者が、・・・ → (正)・・・、特例受給資格者、日雇受給資格者が、・・・
- ・ 191 ページ 19 行目 第2部第5章第2節 雇用保険 9. 雇用継続給付 (3) 育児休業給付
(誤) 育児休業給付は、被保険者が・・・ → (正) 育児休業給付は、一般被保険者または高年齢被保険者が・・・
- ・ 192 ページ 11 行目 第2部第5章第2節 雇用保険 9. 雇用継続給付 (4) 介護休業給付 ①支給対象者
(誤) 雇用保険の一般被保険者が、・・・ → (正) 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者が、・・・